

国際財務報告解釈指針委員会御中

2005年7月18日

IFRIC 解釈指針案 D17 「IFRS 第 2 号—グループ及び自己株式取引」に対するコメント

企業会計基準委員会(ASBJ)は、IFRIC 解釈指針案 D17 「IFRS 第 2 号—グループ及び自己株式取引」に対してコメントする。ここに記載されている見解は国際対応専門委員会のものである。

我々は、D17 の取扱う問題について解釈指針を示すことが個別財務諸表上の会計処理を明らかにする上で、有用であることに同意する。但し、より明確な解釈を実現するために、以下の通り、公開草案とは一部異なる区分及び会計処理を提案する。

D17 では、子会社の従業員に親会社株式オプションが付与される取引について、直接の付与者が誰であるかに着目し、親会社が直接付与するケースを第 9 項、子会社が付与するケースを第 11 項の適用場面として整理している。

しかし、我々は、子会社個別財務諸表において持分決済取引の会計処理を求める第 9 項の本質が、親会社がサービス取得の対価として子会社従業員に自社株式オプションを付与することにあり、現金決済取引の会計処理を求める第 11 項の本質が、子会社がサービス取得の対価として自社従業員に親会社株式オプションを付与することにある旨、明らかにすべきであると考えます。

その理由は、次のとおりである。第 9 項は、親会社が子会社の従業員に直接持分金融商品の権利を付与する株式報酬取引を規定している。しかし、実際には、全く同じ目的を達成するために、親会社が子会社を経由して持分金融商品を子会社の従業員に付与する場合も多い。後者の場合、子会社の従業員に直接、親会社株式オプションを付与しているのは子会社であり、D17 の規定の仕方では、第 11 項のケースに該当するようにも見える。しかし、両ケースで、親会社株式オプションの付与の経路こそ異なるが、親会社がサービス取得の対価としてこれを付与しているという点で取引の経済的実質は同一であると考えられ、ともに第 9 項のケースとして取扱うべきである。

第二に、我々は、親会社が子会社の従業員に直接持分金融商品を付与した場合には、子会社の、個別財務諸表上、設例の IE2 項に記載されているような親会社からの出資ではなく、収益を認識することを提案する。その収益は、親会社がその持分金融商品を子会社の従業員に付与したことによって、子会社が従業員の労働サービスの対価を支払わずに済んだことを示すものである。またこの場合、我々は、親会社は、個別財務諸表上、IE3 項に記載されているような子会社への投資ではなく、費用を認識することを提案する。この費用は、親会社が対価として子会社従業員に付与した自社株式オプションに対応した従業員サービスの受け入れ示すものである。

我々のコメントが IASB の最終的な意思決定に貢献することを希望する。

西川 郁生

国際対応専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長